

作成：2003年12月21日

制定：2004年1月17日

最新改訂：2025年3月29日

学童クラブ運営規定

特定非営利活動法人
学童保育の会・この指とまれ

(規定の目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人学童保育の会・この指とまれ（以下「この会」という）の定款第3条にもとづき、この会が開設する学童クラブ（以下「クラブ」という）の運営について必要なことからを定めたものです。

(規定の改廃)

第2条 この規定の改廃は、この会の定款第32条第3号の規定にもとづき理事会が決定します。決定にあたっては、クラブPTAとの協議を十分踏まえるものとします。

(管理・運営)

第3条 会計・施設・人事を含むクラブの管理・運営は、次の通り行ないます。

- (1) この会の定款にもとづいて理事会が行ないます。
- (2) 理事会は運営委員を選任し、審議にあたり運営委員の意見を十分踏まえるものとします。
- (3) 運営委員は、下記に該当する者の中から理事会が選任します。
 - ア クラブPTAの会長・副会長
 - イ クラブの協力団体
 - ウ クラブの管理・運営に関わる専門知識をもつ者
 - エ その他クラブの管理・運営に関する審議に必要と理事会が認めた者
- (4) 理事会は、審議にあたりオブザーバーの出席を認めることができます。

(運営の原則)

第4条 クラブは、次の原則にもとづき運営します。

- (1) 働く保護者のニーズに、できるだけ機敏かつ柔軟に応えていくこと。
- (2) 保護者と指導員がよく協力し合って保育・子育てを豊かにすること。
- (3) この学童保育にかかる全ての人が、力を合わせて運営していくこと。
- (4) 子ども・保護者・指導員にとって、居心地のよい学童保育にすること。
- (5) 地域の子どもたちの健やかな成長のために寄与するとともに、地域の人びとに受け入れられ、支えていただけるようにすること。
- (6) 学童保育全体の発展に寄与すること。

(対象児童)

第5条 クラブ入室の対象となる児童は、次のいずれかに該当する小学生児童とします。

- (1) 保護者が労働や疾病等により、当該児童が昼間の保育に欠ける状況にあるとき。
- (2) 前号にかかわらず、当該児童の昼間の保育に問題があり、入室が必要な状況にあると認められるとき。
- (3) その他、理事長が特別の事由により入室を認めたとき。

(定員)

第6条 クラブ入室児童の定員については、次の通りとします。

(1) 現況施設の正規入室児童の定員を35名とします。定員の運用については、理事会が別途定めます。

(2) 障害児の入室定員については、2名までとします。受け入れ態勢の整備により、障害児の入室定員の前向きな見直しに努めるものとします。

(入室申し込みと承認)

第7条 クラブへの入室を希望する保護者は、この運営規定を認める旨を明記した所定の申込書に必要な書類を添付し、当該月の保育料とともに理事長あてに提出するものとします。

2 入室の申し込みは、隨時受け付けます。

3 理事長は、入室を拒む正当な理由のない限り、入室を承認しなければなりません。

4 定員を超える入室申し込みがあった場合は、理事会が別途定める入室審査基準に基づき理事長が決定するものとします。

5 理事長は、入室申し込みを受けたら、速やかに入室の承認または不承認を決定し、当該保護者に通知するものとします。

6 障害児の受け入れについては、現状の受け入れ態勢で入室を認めるかどうかを、その都度、理事会の審査を経て理事長が決定するものとします。

(一時利用)

第8条 当該家庭の事情により、一時利用として申し込むことができます。

(承認の取り消し)

第9条 理事長は、次のいずれかに該当する場合は、入室の承認を取り消すことができます。

(1) 保護者が、納付金を滞納したとき。

(2) 当該児童が、第5条に定めた要件を満たさなくなったとき。

(3) クラブの閉鎖、またはこの会の解散を余儀なくされたとき。

(4) 当該児童の保育が、何らかの理由により理事会にて困難だと判断されたとき。

2 入室の承認を取り消す場合は、理事長は当該保護者に書面で通知するものとします。

(長期欠席)

第10条 クラブを病気等の事情で長期欠席する場合は、所定の届け出により、在籍の保障を受けることができます。

2 入室待機児童が生じている場合は、在籍保障期間を6ヵ月までに制限することがあります。

3 事前の届け出がない場合は、それまでの長期欠席について、既納保育料との差額の返還を受けることはできません。

(退室の届け出)

第11条 クラブ退室を希望する保護者は、所定の届け出により、隨時退室することができます。

(開設期間)

第12条 クラブの開設期間は、休室日を除いて毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。

(休室日)

第13条 クラブの休室日は、次の通りとします。

(1) 日曜日と祝日。

(2) 年末年始(12月29日～1月3日)。

(3) その他、クラブP.T.Aとの協議を踏まえ、理事会が特に定めた日。

(開設時間)

第14条 クラブの開設時間は、次の通りとします。

- (1) 平日は下校時から午後7時まで。
- (2) 土曜日は、午前7時30分から午後7時まで。
- (3) 小学校の春・夏・秋・冬休みと振替休業日等は、午前7時30分から開設。

- 2 災害等の非常時の場合は、理事会で別途定めたガイドラインにもとづき、出勤した主任指導員または指導員の判断で、通常の開設時間より延長あるいは短縮することができます。
- 3 その他、特別の事由により、理事長は通常の開設時間より延長、あるいは短縮することができます。

(支援の内容)

第15条 クラブで行なう放課後児童健全育成事業の内容は、次の通りとします。

- (1) 第12条に規定する開設期間および第14条に規定する開設時間において、利用児童への支援の提供を行なう。
- (2) その他、支援に関わる行事等を行なう。

(納付金)

第16条 納付金は、定款で定めた目的の達成と事業の発展をめざし、この規定の第4条で定めた原則に従って使われます。

- 2 納付金の種別は、保育料、おやつ代等、一時利用料、とします。
- 3 理事会が納付金の値上げあるいは新設を決定するときは、事前にクラブPTAとの協議を十分踏まえなければなりません。
- 4 納付金は、児童に持たせるのではなく、保護者が直接クラブに持参するものとします。
- 5 既納の納付金は、原則として返還しません。

(保育料)

第17条 児童1人あたりの保育料は、次の通りとします。

- (1) 通常月は月額11,000円、7月は月額12,000円、8月は月額14,000円。
 - (2) 第2子以降は、通常月は月額4,500円、7月は月額5,000円、8月は月額6,000円に減額。
 - (3) ひとり親世帯と前年度市区町村民税の所得割課税額が47,500円未満である世帯は、通常月は月額4,500円、7月は月額5,000円、8月は月額6,000円に減額。
 - (4) 障害児は、通常月は月額4,500円、7月は月額5,000円、8月は月額6,000円に減額。
 - (5) ひとり親世帯と前年度市区町村民税の所得割課税額が47,500円未満である世帯の第2子以降は、通常月は月額1,800円、7月は月額2,000円、8月は月額2,500円に減額。
 - (6) 前年度市区町村民税非課税世帯と生活保護世帯は無料。
 - (7) 長期欠席する場合の在籍保障は月額3,000円。
- 2 保育料は、当該月分をその前月までに納入するものとします。
 - 3 保育料は、利用日数が少なくとも減額や日割りにすることはしません。

(おやつ代等)

第18条 児童1人あたりのおやつ代等は、月額2,000円とします。

(一時利用料)

第19条 14条(1)(2)に該当する日の一時利用に対する料金として、利用1日につき2,000円を、当該月の翌月に徴収します。なお、減額措置はありません。

- 2 14条(3)に該当する日の一時利用に対する料金として、利用1日につき2,500円を、当該月の翌月に徴収します。なお、減額措置はありません。

(保険)

第20条 保育中の事故にそなえて保険に加入します。詳細は別途、理事会が定めます。

2 被保険者は原則として、理事会に対して、保険による保障の範囲を超える賠償請求を行なわないものとします。

(保育スタッフ)

第21条 クラブの保育スタッフは、主任指導員、指導員、有償または無償のボランティアスタッフ、補助スタッフとします。

2 保育スタッフに関する規定は、理事会が別途定めます。

(クラブ P T A)

第22条 保護者と主任指導員は、クラブ P T Aに加入し、その会議と活動に参加しなければなりません。

(この会への協力)

第23条 保護者は、定款第2章の各条にもとづき、この会の事業や活動に積極的に協力・参加することが期待されます。

(緊急時等における対応方法)

第24条 保育スタッフは、利用児童の怪我、急な体調変化、食中毒、感染症等の発生および不審者、火事、悪天候等に関わる緊急時には、クラブ「危機管理マニュアル」に従って対応することとします。

(非常災害の対策)

第25条 保育スタッフは、非常災害の発生時には、クラブ「危機管理マニュアル」に従って行動することとします。

2 クラブは、日頃から安全対策を行なうとともに、定期的に避難訓練を行なうこととします。

(苦情解決の窓口)

第26条 クラブは、クラブの利用児童及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を、次の通りとします。

(1) 理事長

(2) 主任指導員

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとします。

(個人情報の保護)

第27条 クラブは、クラブの管理・運営に関して知り得た利用児童及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。

2 保育スタッフは、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を漏らしてはいけません。

3 クラブは、保育スタッフであった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないものとします。

(虐待防止に関する事項)

第28条 保育スタッフは、利用児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他該当利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはいけません。

2 クラブは、保育スタッフに対して、クラブ「スタッフの手引き」を活用するなどして、虐待防止の啓発に取り組むものとします。

附則

- 1 この規定は、平成16年 1月17日に制定しました。
- 2 この規定は、この会が法人として成立した日から施行します。
- 3 この規定は、平成25年10月12日に一部改訂しました。
- 4 この規定は、平成27年 6月13日に一部改訂しました。
- 5 この規定は、平成28年 4月 9日に一部改訂しました。
- 6 この規定は、平成29年 3月11日に一部改訂しました。
- 7 この規定は、令和元年 7月13日に一部改訂しました。
- 8 この規定は、令和元年 9月14日に一部改訂しました。
- 9 この規定は、令和2年 3月14日に一部改訂しました。この改訂は2020年4月1日より施行します。
- 10 この規定は、令和4年8月13日に一部改訂しました。この改訂は2022年4月1日より施行します。
- 11 この規定は、令和5年1月14日に一部改訂しました。この改訂は2023年4月1日より施行します。
- 12 この規定は、令和6年2月10日に一部改訂しました。この改訂は2024年4月1日より施行します。
- 13 この規定は、令和6年3月9日に一部改訂しました。この改訂は2024年4月1日より施行します。
- 14 この規定は、令和7年3月29日に一部改訂しました。この改訂は2025年3月17日より施行します。